

長野市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 1 4 年 9 月 2 7 日

長野市監査委員	戸 谷 修 一
同	佐 藤 隆 男
同	三 井 経 光
同	酒 井 美 明

措置の通知書

平成 13 年度 包括外部監査 ～水～（水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業に関する事務の執行及び事業の管理）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>マニフェスト管理の充実について（報告書 35 ページ） 運搬終了及び処分終了報告受領年月日をマニフェストに記入されていないものが、総発行枚数 359 枚のうち 3 枚発見された。マニフェストの網羅的な記入とチェックが必要である。 （下水道施設課）</p>	<p>平成 13 年度外部監査ヒアリング終了後から、記入内容の相違、記入漏れ等がないように、職員 2 名による二重チェック体制に改めた。</p>
<p>分割納付の承認について（報告書 62 ページ） 水道料金及び下水道使用料の滞納者に対して分割納付を実施するにあたって、決裁権限者による決裁が実施されていない。長野市水道局事務専決規程に従い、決裁を実施する必要がある。 （料金課）</p>	<p>分割納付を承認するにあたり、滞納者から徴収している「水道料金等納付誓約書」の様式を改善し、新たに決裁欄を設け、平成 13 年 11 月末から決裁権限者による決裁を実施するよう改めた。</p>
<p>耐用年数の改訂について（報告書 64 ページ） 平成 11 年の地方公営企業法施行規則改正において、固定資産のうち建物の耐用年数が変更され短縮されているが、水道事業会計及び下水道事業会計ではこの変更に対応していない。規則改正にあわせた耐用年数の変更が必要である。 （料金課）</p>	<p>平成 11 年の地方公営企業法施行規則改正により固定資産（建物）について、耐用年数の変更（短縮）を平成 12 年までの取得分及び平成 13 年度取得分について平成 13 年度決算にて上・下水道事業会計とも修正を図った。</p>
<p>派遣職員給与の会計処理について（報告書 65 ページ） 派遣職員の給与は協定書に基づき公社等が全額負担しており、市は各職員に支給するとともに公社等へ全額を請求していることから考えると、市は派遣職員への給与を立替払いしているにすぎない。よって、公社等からの負担金については、実態に合わせて建設改良費から控除することが望ましいものとする。会計処理方法について検討が望まれる。 （水道局総務課）</p>	<p>平成 14 年 4 月 1 日から公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行され、派遣職員の給与は派遣先において支給されることとなった。よって、派遣に係る市の支出及び収入はなくなり、指摘の点は改善された。</p>

## 措置の通知書

平成 13 年度 包括外部監査 ～水～（水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業に関する事務の執行及び事業の管理）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>農業集落排水処理施設の設計事務委託について（報告書 55 ページ）</p> <p>すべての農業集落排水処理施設において、基本設計業務については日本農業集落排水協会と、実施設計業務においては長野県土地改良事業連合会と、それぞれ随意契約により契約を締結しているが、予定価格を設定しておらず、先方の見積額で契約しており、契約金額が適正であるか否かの検討が行われていない。予定価格の適切な設定が必要である。</p>	<p>農業集落排水処理施設の設計事務委託については、これまで日本農業集落排水協会と、長野県土地改良事業連合会に、慣例により予定価格を設定せずに、それぞれの見積額で契約していたが、予定価格の設定を行い見積入札により契約を行うことに改正（平成 14 年 4 月 1 日から）し、適正価格による契約をすることで改善を図った。</p>

措置の通知書

平成 13 年度 包括外部監査 ～水～（水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業に関する事務の執行及び事業の管理）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>第 2 監査結果のまとめ</p> <p>2 汚水処理事業</p> <p>( 5 ) 維持管理について( 報告書 5 ページ)</p> <p>合併処理浄化槽の指導監督を徹底する必要がある。</p> <p>法定検査の充実を県に要望する必要がある。</p> <p>( 関連事項 )</p> <p>第 4 汚水処理事業の監査結果</p> <p>11 合併処理浄化槽の維持管理( 報告書 48 ページ)</p> <p>浄化槽管理台帳の整備を進めるとともに、検査員の充実を県に要望することが必要である。</p> <p>( 関連事項 )</p> <p>第 2 監査結果のまとめ</p> <p>2 汚水処理事業</p> <p>( 3 ) 使用料の設定について( 報告書 4 ページ)</p> <p>汚水処理事業全体の使用料負担の公平性について再考する必要がある。</p>	<p>法定検査報告書のフォローアップを行なうようにした。( 14 年度から、設置者、保守点検業者に指摘事項についての改善報告を提出させるようにした。)</p> <p>長野県に対して、法定検査の充実要請する。 ( 長野県浄化槽協会に対して法定検査の充実を要請する )</p> <p>浄化槽清掃報告等を浄化槽台帳に記入し、長期間清掃等が行なわれない浄化槽については、現地調査の上、維持管理等を指導する。( 平成 1 1 年から実施 )</p> <p>合併処理浄化槽の維持管理費用は高額であるが、当面合併処理浄化槽の普及に力点を置く。 維持管理に関する補助については、今後普及が進んだ段階で検討する。 合併処理浄化槽の設置について促進を図るため、設置補助金の増額を行なった。( 平成 14 年 4 月から実施 )</p>